

患者様各位

診療報酬改定に関するお知らせ

令和6年6月の診療報酬改定に伴い、当院では以下の体制を整備しております。

医療情報取得加算

当院では、初再診時における患者様の情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を図るため、以下の体制を整備しています。

1. オンライン資格確認を行う体制

◆当院では、主に以下の健康保険証情報を確認しています。

(加入されている医療保険・有効期限・会計時の負担割合や上限額 等)

2. 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行う体制

明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様の情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書は、使用した薬剤の名前や行われた検査の名称が記載されています。

その点をご理解いただきまして、ご家族の方や、代理の方が会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出ください。

一般名処方加算

後発品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

長期処方・リフィル処方箋

当院では、患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行うこと・リフィル処方箋を発行することのいずれの対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

※リフィル処方箋とは、病状が安定している患者様に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適正な連携の下で、一定期間に最大3回まで反復利用できる処方箋のことです。

ご不明な点がございましたら、当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

米子中海クリニック
院長